

各位

住所 横浜市鶴見区鶴見中央四丁目9番11号  
会社名 株式会社ゼ口  
代表者名 代表取締役社長 岩下 世志  
(コード番号: 9028 東証2部)  
問合せ先 執行役員経営企画部長 北村 竹朗  
電話番号: 045-502-1438

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年9月28日に開催を予定しております当社第60回定時株主総会(以下、本定時株主総会)に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社の現状に即し、事業目的の明確化を図るため、現行定款第2条に定める事業目的を追加するものです。(変更案第2条)
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

当社の株式制度の効率的運用を図るため、単元未満株主の有する単元未満株式の権利を限定するための規定を新設するものであります。(変更案第8条第3項)

インターネットの普及を考慮して利便性および経費の削減を図るため、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第15条)

機動的かつ効率的な経営判断を行うため、会社法に定める一定要件を充たす範囲内において取締役会を開催せず取締役会の決議があったものとみなすこと(書面決議)を可能とするための規定を新設するものであります。(変更案第26条第2項)  
社外監査役に優秀な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第41条第2項)

その他、会社法が施行されたことに伴い、文言等規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年9月28日  
定款変更の効力発生日 平成18年9月28日

以上

現 行	変 更 後
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>( 商 号 )</p> <p>第 1 条 当社は株式会社ゼロと称し、英文では Z E R O C O . , L T D . と表示する。</p> <p>( 目 的 )</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 自動車の回送事業</li> <li>2 . 貨物自動車運送事業</li> <li>3 . 貨物運送取扱事業</li> <li>4 . 港湾運送事業</li> <li>5 . 書類および小荷物の輸送事業</li> <li>6 . 自動車整備事業</li> <li>7 . 中古車販売事業</li> <li>8 . 自動車部品販売事業</li> <li>9 . 自動車の改装および販売事業</li> <li>10 . 自動車オークションの開催運営事業</li> <li>11 . 情報処理ソフトウェア販売事業</li> </ol> <p>( 新設 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>12 . 労働者派遣事業</li> <li>13 . 不動産および車両のリース事業</li> <li>14 . 倉庫保管事業</li> <li>15 . 駐車場経営管理事業</li> <li>16 . 旅行斡旋事業</li> <li>17 . 土木建築事業</li> <li>18 . 建物等の設計および工事監理事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>建築工事</li> <li>道路土木工事</li> <li>塗装工事</li> <li>造園工事</li> <li>防護柵工事</li> <li>遮音壁工事等の建設業</li> </ol> </li> <li>19 . 建物・設備等の管理、清掃事業</li> <li>20 . 廃棄物処理事業</li> <li>21 . 警備事業</li> <li>22 . 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</li> <li>23 . 生命保険の募集に関する業務</li> <li>24 . 空港における航空機発着に伴う手荷物、貨物の仕分け、機内整備、車両の運行事業</li> <li>25 . 前各号に附帯する業務</li> </ol>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>現行どおり</p> <p>( 目 的 )</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 自動車の回送事業</li> <li>2 . 貨物自動車運送事業</li> <li>3 . 貨物運送取扱事業</li> <li>4 . 港湾運送事業</li> <li>5 . 書類および小荷物の輸送事業</li> <li>6 . 自動車整備事業</li> <li>7 . 中古車販売事業</li> <li>8 . 自動車部品販売事業</li> <li>9 . 自動車の改装および販売事業</li> <li>10 . 自動車オークションの開催運営事業</li> <li>11 . 情報処理ソフトウェア販売事業</li> <li>12 . 石油販売事業 (以下線下げ)</li> </ol>

現 行	変 更 後
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を横浜市におく。</p> <p>(公告をする方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、6,000万株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)については、株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、<u>その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 前項の外、必要がある場合は、<u>取締役会の決議により予め公告して、臨時に基準日を定めることができ</u></p>	<p>現行どおり</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、6,000万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>3 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p style="text-align: center;">会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p style="text-align: center;">次条に掲げる請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、<u>その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 前項に定めるほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定</u></p>

現 行	変 更 後
<p>る。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、<u>法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 9 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>2 <u>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</u></p>	<p>めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務はこれを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 現行どおり</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 現行どおり</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出</u></p>

現 行	変 更 後
<p>( 議決権の代理行使 )</p> <p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>( 議事録 )</p> <p>第 16 条 株主総会における議事の経過の要領および結果は、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印、署名、または電子署名を行って当会社に保存する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 ( 員数 )</p> <p>第 17 条 当会社の取締役は、12 名以内とする。</p> <p>( 選任方法 )</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>( 任期 )</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、その就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員によりまたは補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>( 新設 )</p> <p>( 代表取締役および役付取締役 )</p> <p>第 20 条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を定める。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>( 取締役会の招集権者および議長 )</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>( 議決権の代理行使 )</p> <p>第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>( 議事録 )</p> <p>第 18 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 ( 員数 )</p> <p>第 19 条 現行どおり</p> <p>( 選任方法 )</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>( 任期 )</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>( 取締役会の設置 )</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>( 代表取締役および役付取締役 )</p> <p>第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>( 取締役会の招集権者および議長 )</p> <p>第 24 条 現行どおり</p>

現 行	変 更 後
<p>2 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の<u>手続き</u>を経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数</u>をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印、署名、または電子署名を行って当会社に保存する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任軽減)</p> <p>第 27 条 当社は、<u>商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 1,000 万円以上で<u>予め定めた金額</u>または法令が規定する額のいずれ</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の<u>手続き</u>を経ないで取締役会を<u>開催する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、<u>その過半数</u>をもって行う。</p> <p>2 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 <u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>2 <u>前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 現行どおり</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から<u>受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であら<u>かじめ定め</u>た額または法令が規定する額の</u></p>

現 行	変 更 後
<p>か高い額とする。  第 5 章 監査役および監査役会  (新設)  (員数)  第 28 条 当社の監査役は、4 名以内とする。  (選任方法)  第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。  2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。  (任期)  第 30 条 監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。  2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。  (常勤監査役)  第 31 条 監査役は、互選により、常勤監査役を定める。  (監査役会の招集通知)  第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 2 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。  2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。  (監査役会の決議方法)  第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。  (監査役会の議事録)  第 34 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印、署名、または電子署名を行って当会社に保存する。  (監査役会規程)  第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。  (報酬)  第 36 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。  (監査役の責任軽減)</p>	<p>いずれか高い額とする。  第 5 章 監査役および監査役会  (監査役および監査役会の設置)  第 31 条 当社は、監査役および監査役会を置く。  (員数)  第 32 条  現行どおり  (選任方法)  第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。  2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  (任期)  第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。  (常勤の監査役)  第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。  (監査役会の招集通知)  第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 2 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。  2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。  (監査役会の決議方法)  第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。  (監査役会の議事録)  第 38 条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。  (監査役会規程)  第 39 条  現行どおり  (報酬等)  第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。  (監査役の責任免除)</p>

現 行	変 更 後
<p>第 37 条 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>監査役（監査役であった者を含む。）</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>第 41 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項</u>の規定により、取締役会の決議によって、<u>同法第 423 条第 1 項</u>の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項</u>の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項</u>の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>1,000 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 6 章 会計監査人</u> <u>(会計監査人の設置)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 42 条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u> <u>(選任方法)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 43 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(任期)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 44 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(報酬等)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 45 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 6 章 計 算 <u>(営業年度および決算期)</u></p>	<p><u>第 7 章 計 算</u> <u>(事業年度)</u></p>
<p>第 38 条 当社の営業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p>	<p>第 46 条 当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。</p>
<p><u>(利益配当金)</u></p>	<p><u>(期末配当)</u></p>
<p>第 39 条 当社の利益配当金は、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p>	<p>第 47 条 <u>期末配当金は、株主総会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p>
<p><u>(中間配当)</u></p>	<p><u>(中間配当)</u></p>
<p>第 40 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配（以下「中間配当」という。）</u>を行うことができる。</p>	<p>第 48 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p>
<p><u>(配当金の除斥期間等)</u></p>	<p><u>(剰余金の配当等の除斥期間)</u></p>
<p>第 41 条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過し</u></p>	<p>第 49 条 <u>期末配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過しても</u></p>

現 行	変 更 後
<p>てもなお受領されない<u>場合には</u>、 当社は、<u>その支払の義務を免れる</u>。 2 未払いの<u>利益配当金</u>および中間 配当金には利息をつけない。</p>	<p>なお受領されない<u>ときは</u>、当社は はその支払義務を免れる。 2 未払いの<u>期末配当</u>および中間配 当には利息をつけない。</p>